

ワークライフバランス推進についての取組

東海北陸厚生局では、性別や障害の有無、家族の育児・介護等の事情にかかわらず、働きやすい職場づくりを進めつつ、行政サービスの向上に取り組んでいます。

育児

妊娠～産後	産前産後休暇	産前6週間、産後8週間を経過するまでの期間、休暇を取得できます。
	男性職員の配偶者出産休暇	妻の出産のための入院～出産後2週間までの間に、2日まで休暇を取得できます。
	男性職員の育児参加休暇	妻の出産予定日の6週間前から出産の日以後1年の間に、5日まで休暇を取得できます。
産後～3歳	育児休業	配偶者の就労状況にかかわらず、育児休業を取得できます。加えて男性職員は、産後パパ育休を取得することができます。
産後～小学校就学前	育児時間	1日につき2時間の範囲内または1年につき10日相当の勤務時間の範囲内で勤務しないことが認められます。
	育児短時間勤務	勤務時間を1日3時間55分（週19時間35分）など、通常（1日7時間45分）よりも短縮できます。
	超過勤務の免除	小学校就学前の子の療育のために、申請をした上で超過勤務が免除されます。
産後～小学校3年生まで	子の看護等休暇	年5日まで（対象となる子が2人以上の場合には年10日）の範囲内で1日又は1時間単位で休暇を取得できます。

介護

配偶者・父母・子等の介護をする場合（短期介護休暇は、その他の世話（手続きの代行等）を行う場合にも取得可能）

介護時間	介護休暇	短期介護休暇
1日につき2時間の範囲内で30分単位により介護のための時間を取得できます。	6月の期間内で必要と認められる期間、休暇を取得できます。	年5日まで（対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日）、1日又は1時間単位で休暇の取得ができます。

育児・介護共通

小学校就学前および小学校卒業までの子どもを養育、又は配偶者・父母・子等を介護する場合

早出遅出勤務	深夜勤務・超過勤務制限
始業、終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することが認められます。 ※育児の場合は小学校卒業まで。	深夜における勤務をしないことができ、超過勤務が月24時間・年150時間以内に制限されます。 ※育児の場合は小学校就学前まで。